



長野県報

8月22日(月)
平成23年
(2011年)
第2295号

目 次

告 示

地方税法に基づく軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し（税務課）	2
昭和25年長野県告示第339号（長野県私立学校審議会の委員の定数）の一部改正（情報公開・私学課）	2
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（健康長寿課）	2
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出（健康長寿課）	2
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（健康長寿課）	3
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	3

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働・NPO課）	4
平成24年度長野県看護大学学生の募集（医療推進課）	4
一般競争入札（スポーツ課）	7
一般競争入札（高校教育課）	8

長野県告示第585号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

平成23年8月22日

長野県知事 阿部 守一

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
松澤商事株式会社	長野県飯山市南町12番地2	平成23年8月17日

税務課

情報公開・私学課

長野県告示第587号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成23年8月22日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
(株)日医調剤諏訪薬局	諏訪市大字豊田263-1	平成23年8月1日
イオン薬局佐久平店	佐久市佐久平駅南11-10	平成23年8月1日
てらさわ薬局	茅野市塚原2-7-28	平成23年8月1日
寿ヶ丘薬局	松本市大字中山7407-7	平成23年8月1日
中村薬局	上田市下丸子263-2	平成23年8月1日

健康長寿課

長野県告示第588号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成23年8月22日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
たかだ白樺薬局 長野市南高田2-4-22	日本調剤たかだ白樺薬局 長野市南高田2-4-22	平成23年7月1日
あがた白樺薬局 長野市大字南長野南県町653	日本調剤あがた白樺薬局 長野市大字南長野南県町653	平成23年7月1日

健康長寿課

長野県告示第589号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成23年8月22日

医療機関の名称	所 在 地
有限会社 伊藤薬局	松本市元町2-2-15
寿ヶ丘薬局	松本市大字中山7407
中村薬局	上田市下丸子263-2

長野県知事 阿部守一
辞退予告期間終了年月日
平成23年7月1日
平成23年7月31日

健康長寿課

長野県告示第590号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年8月22日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡壳木村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

壳木村（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び壳木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

壳木村45の688から45の690まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び壳木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第592号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年8月22日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曾郡南木曽町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

木曾郡南木曽町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

南木曽町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

南木曽町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第591号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年8月22日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡壳木村45の688から45の693まで、45の696

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。